

第 27 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 9 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年9月28日(木) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	
16		17	片伯部芳徳	18	
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 162 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 163 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
議案 第 164 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 165 号 農地法第5条の事業計画変更申請について
~~議案 第 166 号 農地買受適格証明願い (農地法第3条第1項) について (取下げ)~~
議案 第 167 号 農地買受適格証明願い (農地法第5条第1項) について
議案 第 168 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 104 号 農地法第4条の届出について
報告 第 105 号 農地法第5条の届出について
報告 第 106 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 107 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 37 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	松 田 真寿代
農地係 主 査	甲 斐 正 紀	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

	<p>(総会資料の一部訂正)</p> <p>□P6 議案第 164 号第5条許可申請についてのうち整理番号 1 の譲受人について、(使用貸人)を(使用借人)に訂正をお願いします。</p> <p>□P6 整理番号 2 の譲受人の職業を会社員から役員に訂正をお願いします。</p> <p>□P12 議案第 166 号農地買受適格証明願(農地法第 3 条第 1 項)については辞退の申し出があったため取下げとします。</p> <p>(各課より案内)</p> <p>□【林務課】より行事案内(有害鳥獣対策セミナー)</p>
事務局	<p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第27回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p> <p>なお、私はこの後、議会对応のため退席させていただきます。</p> <p>(局長退席)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 安藤重徳委員と委員番号 11 番 矢野光一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 162 号 農地法第3条所有権の移転についてから議案第 168 号 非農地証明願についてまでの議案第 166 号を除いて議案6件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>なお、総会終了後に土地改良区についての研修予定でしたが、改良区の台風14号被害対応のため延期とします。代わりに協議終了後「その他」で、全国農業会議所による「男女共同参画推進に関する動画」を研修の一環として30分程視聴したいと思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議案第 162 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p>
牧野委員	<p>委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は下三輪町、地目は田、面積は 779 ㎡です。譲渡人、譲受人とも下三輪町在住の方です。</p> <p>9月24日に譲受人、私、甲斐(秀)推進委員の3人で現地調査を行いました。今年は耕作しておりませんが、昨年まで譲受人が耕作していたようで、譲渡人からは是非購入してほしいと話があり、譲受人の方が購入することになっております。水田として作っておりましたので、7地域との調和要件も何ら問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。</p>
松田(純)委員	<p>委員番号7番 松田です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は祝子町、畑1筆で 254 ㎡です。譲渡人、譲受人とも祝子町在住、譲受人の経営状況は 5,427 ㎡です。労力人は2人で理由は畑もやりたいとのこと。この畑に6m×13mのハウスが建っており、</p>

<p>議 長</p> <p>甲斐（正） 推進委員</p>	<p>これを有効活用し、経営規模を拡大したいとのことです。 譲渡人は畑を2カ所、耕作していましたが、手が回らないから手放すことになったようです。</p> <p>9月26日、遠田推進委員と譲受人と私の3名で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分にあり、特に問題は無いと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、菊池光雄委員が欠席のため、甲斐正太郎農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の甲斐です。整理番号3番について説明致します。所在は北方町曾木、畑1筆で704㎡です。譲渡人、譲受人ともに北方町曾木在住です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>9月26日に菊池委員、私、譲受人の3人で現地調査を致しました。申請地は譲受人が以前からずっと管理をされており、譲渡人からこの土地を買って欲しいと話があったようです。申請地は境界もはっきりしており、十分管理されています。地域との調和要件も満たしていると思いますので、何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>梅田推進委員</p>	<p>次に、整理番号4番および5番について、原田博史委員が欠席のため、梅田稔夫農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の梅田です。整理番号4番、5番について説明致します。まず4番について説明致します。農地の所在は無鹿町、田2筆で面積は合わせて1,569㎡です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は無鹿町在住の方です。理由は経営規模拡大です。譲受人は2町程耕作され、合わせて牛を数頭養われています。以前から譲受人が耕作されており、譲渡人が県外の方なのでこの際売りたいとのことで申請となりました。</p> <p>9月22日に譲受人と原田委員と私の3人で現地調査を致しました。以前から譲受人が耕作されていますので、付近への影響は何ら問題ありません。</p> <p>続いて5番を説明致します。農地の所在は無鹿町、田2筆で面積は合わせて2,025㎡です。こちらも譲渡人は福岡県在住、譲受人は整理番号4番と同一人物で、整理番号4番と同じ申請地を耕作しておりました。理由は経営規模拡大です。</p> <p>9月22日に譲受人、原田委員、私の3人で現地調査を致しました。譲受人の状況は4番で報告した通りで、付近への影響は全くありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より説明いたします。 別途配付しております農地法第3条調査書をご覧ください。 農地法第3条第2項第1号から第6号までにつきましては、事前に事務局の方で調査いたしましたところ、調査書のとおり問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果をご報告いただき、地域との調和要件などにも問題は無いとのことです。農地法第3条第2項各号に該当するものは無く、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>

議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
事 務 局	<p>続きまして議案第 163 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間の賃借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
片 伯 部 委 員	<p>片伯部委員。</p> <p>委員番号 17 番 片伯部です。この案件の水利費は地主負担か、借受人が負担するのか、お聞きしたいのですが。</p> <p>何故こういう質問をするかという、最近人・農地プランで集まりが多いのですが、その際水利費の問題が出てくることが多いです。水利費をどちらが負担するのかという問題です。一度、中間管理機構に聞いたところ、基本は地主負担で、借受人は小作料を払います、という回答ですが、人・農地プランで集まると、借受人に土地を貸したのだから水利費は借りた人に払って欲しいという地主もいます。地区の出仕事にも地主が出てこなくて、地区の人が草を切ったりとか溝さらいをしたりしています。集積が進むにつれて、地主の方は貸しているのだから自分には関係ないという人が増えてきています。農地を持っている人が地区の農地を守らなければいけない、だから水利費は地主さんが負担してくださいという一項を決まり事として入れてもらえないでしょうか。</p> <p>地区の集まりに地主が出てなくなると地区の行事が成り立たなくなるという状態に今、入っています。いくら人に農地を貸しても、集積した人に任せている、というのではなく、農地を持っている以上は地域と一緒に守るという一項を入れてもらえないでしょうか。</p> <p>そうしないと、高齢化の中で人手がどんどん減っていくと農地を守れる状態ではなくなっています。</p> <p>県が集積をすすめていくにつれて地域は大変な状況になっていますので、どうかよろしくお願い致します。</p>

事務局	<p>ただ今のご意見は今後、農業を守っていく上では非常に大きな課題であると認識しています。私も人・農地プランの集まりに何回か出席しておりますが、やはり今おっしゃられた意見の通り、草刈をどちらがする等、はっきりしない部分もあったり、地域一緒に行う作業に地主に声掛けても参加しなかったりということも聞きます。また耕作放棄状態になったところでは隣の田の所有者から自分のところは耕作しているのだけど隣が草ぼうぼうでどうにかしてくれという相談が事務局にあたりもしています。</p>
議長	<p>皆さん、ご承知の通り、基本的には借り人、貸人の当事者間の話し合いになるとは思っていますが、現実には色々難しい問題があると思っています。この件に関しては、一応、契約上は土地の維持管理に関する経費は借り人が負担するというにはなっております。以上です。</p>
議長	<p>今事務局から話がありましたが、私も本当に片伯部委員の意見はもっともだと思っています。今後、農地を守っていく人が少なくなる中で、田を持っている人は米を作らなくても用水費を払うようにしていかないと、借り手がいなくなると思います。土地使用料は小作米としてもらうので、用水費は地主が負担するということです。こういったことは自分たちの地域は自分たちが守るのだという覚悟で、今後地域ぐるみで話し合うことが大事になってくると思います。中間管理機構と十分話をして今の状況を見たら考えも変わってくるのではないかと思います。皆様のご意見を色々伺っていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
委員	<p>他に何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
山田推進委員	<p>続きまして、議案第164号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明を致します。農地の所在は天下町、2筆で面積は合わせて423㎡です。地目は田ですが現況は何も耕作されていません。この案件は使用貸借です。使用貸人は天下町在住、使用借人は出北在住で、親子関係です。今回、息子さんがここに家を建てるということで申請となりました。</p>
山田推進委員	<p>9月26日に使用貸人、建設業者、事務局、会長、私で現地調査を致しました。天下橋を渡って福祉大学に行く道路に面しています。坂になっており、この辺りが一番低い土地になっています。両隣の一方は家、もう一方は全く耕作をしてない休耕地があり、その隣が家です。後ろにも家が建っています。三方をほぼ家に囲まれています。家を建てても他に支障ないと思われまます。 ここは低い土地なので先日の台風で水に浸かっており、右隣の家が床上まで浸水しております。申請地はそより少し低いので、だいぶかさ上げの必要はあるのではと思っています。特に問題はないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>

議 長	次に、整理番号2番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。
大 戸 委 員	委員番号8番 大戸です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北浦町古江、田1筆で面積は115㎡です。譲渡人は幸町在住、譲受人は北浦町古江在住の方です。今回譲受人が役員をしている会社で使用している資材置場の追認申請です。 9月26日に譲受人、県の担当、事務局、松原推進委員、私とで現地調査を致しました。南側と西側に宅地があって、その間に生活排水の水路がありますが、その水路に支障が無いようにするとのことでした。奥の方にミカン畑がありますが、ちょうどそこが袋小路になるので、その地主の方と話をしに行き来ができるように道を作るなどの対応をしてもらっています。特に問題無いと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号3番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	委員番号9番 高橋です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は上伊形町、田1筆で274㎡です。賃貸人は上伊形町在住、賃借人は古城町在住の方です。理由は資材置場です。 9月26日に県担当者、事務局2名、立会人、甲斐(安)推進委員、私の6名で現地調査を致しました。場所は地図でもわかる通り、道路沿いです。西側は民家ですが、北側は山林です。境界も明確です。地目は田ですが現況は埋め立てられていて追認申請で許可相当と判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 まず、整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺は家屋が連なり、例外規定である日常生活上必要な施設として集落接続に該当することから、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号2番につきましては、申請地周辺は住宅地に囲まれており、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、既に資材置場への転用済みとなっている追認申請で始末書なども提出されており、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 次に、整理番号3番につきましては、申請地周辺に農地が広がっておりますが、山林や宅地に分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては既に転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。 以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。

事務局	<p>続きまして、議案第165号 農地法第5条の事業計画の変更申請について提案致します。なお、この案件は、県に進達する分となります。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは農地法第5条の事業計画の変更申請について説明致します。議案書は10ページとなります。農地の所在や申請者については議案書に記載のとおりで、農地区分は第1種農地となります。</p> <p>今回の変更につきましては理由欄に記載していますが、譲渡人が平成21年5月22日付けで一般住宅の建築を目的として転用許可を受け名義も変えておりましたが、両親の介護のため宅地として造成はしたものの建築ができないまま現在に至っております。今後も建築する見通しが無い中、譲渡人の甥である譲受人が住居用の土地を探しており、また申請地が譲受人の実家でもある勤務先の事業所と隣接している土地でもあったため、県との協議のうえ今回転用実施者の変更を行うものです。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第167号 農地買受適格証明願(農地法第5条第1項)について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>整理番号1番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p>
星川委員	<p>委員番号12番 星川です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北浦町三川内、畑2筆で面積は合わせて1,103㎡です。申請人は古城町の建設業の方で所有者は綾町の方です。裁判所の競売で落札したいとのことです。</p> <p>9月26日に私と小野推進委員、事務局、県担当者、申請人で現地調査を致しました。この土地には平成11年に資材置場の倉庫を建てており、一部はコンクリートも張っています。申請人は重機などの駐車場として現状のまま使用したいとのことで、転用目的の申請です。地域との調和要件も何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に約5haの農地の広がりがあるものの生産性の低い第2種農地となり立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、3111番1は休耕地で面積等は妥当なものでありますが、3112番は既に転用済となっている追認申請で始末書なども提出されており、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

	<p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p>
山田推進委員	<p>続きまして、議案第 168 号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は天下町、地目は畑になっていますが現況は原野、面積は 625 m²です。申請人は舞野町在住、申請理由は10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。9月27日に会長、松田(成)委員、私とで現地調査を行いました。申請地はクレアパーク内にあります。写真の通り、この区域だけ木が生い茂って原野になっています。周辺への影響は特に無いと思います。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
事務局	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。 はじめに報告第 104 号、農地法第4条の届出について説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっています。議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、田が1筆、393 m²の転用となっております。</p>
事務局	<p>次に報告第 105 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p>
事務局	<p>8件の届出があり、田が5筆の 1,415 m²、畑が5筆の 1,993 m²、合計 10 筆の 3,408 m²の転用となっております。</p>
事務局	<p>次に、報告第 106 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p>
事務局	<p>3件の届出があり、田が6筆の 5,369 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 107 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 今回は9件の届出があり、田が 13 筆の 10,515 m²、畑が 20 筆の 5,472 m²、合計 33 筆の</p>

議 長	<p>15,987 m²となっています。</p> <p>内容につきましては、議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 37 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは、農用地利用配分計画(案)について説明致します。</p> <p>こちらは、先程議案第 163 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>個別案件での集積計画が1件となっております。今回の配分計画では、1名の出し手から1筆、403 m²の農地を個人1名に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>では、事務局より連絡事項についてお願い致します。</p>
事 務 局	<p>(事務局より説明)</p> <p>(休憩後)</p> <p>・男女共同参画推進に関する動画視聴(30分)</p> <p>現在、農業委員・推進委員を募集中ですが、皆さんもぜひ応募いただきたいと思います。また、ご家族の女性の方でも応募可能ですので、よろしく願い致します。</p> <p>以上を持ちまして第 27 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

10 番 安 藤 重 徳

11 番 矢 野 光 一

